

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20

東京府畫圖
大日本印刷株式会社

2900

言上



114
A 4690



國家を維持する爲貨食より先立ちハ無之能事

正天保十一年四月贈

方々少歲入高より店費相嵩遂ニ會計ノ目

途を期一難ニ所ニ議者動じ止まハ財理之

策ニ參考ニ其末ニ至る畢竟無實之辨少流也

易く甚一も少鈔小戈利之術善き處ニ及ばず

上利あらず下利有らず公利有らず私利有らず

夫も積怨根隙ともまくひ例ひサシ新シ閑
銀シ或シ稅榷カミツク法ハ設シナシ方カ今ヒ之上ア
除シ弊ヒ以シ利リ興ス節セ用シ以シ利リ興ストト門
良道シ有シ間敷ミナフ人ヒト量シ出シとト為シ以シ用シ方カ
數シせき也ハ即シ終始シテ倉因シタマ故シ繁シ會計
小巧シ手ハ一利シ興ス一害シ浮シ用シ節冗費シ
と者シ可シ小着眼シ仕シ是シ以考シ不シ用シ多司
之シ或シ會計シ而シ不シ當シ此シ有シ出シ納シ司シよ遠シ
事シ上シ取シ至シ切シ處シ各官シ有シ關係シ度シ
得シ其司官シ官シのシ上下シ損益シ永久シ慮シ
用度シ節シ所シ窮シ聞シ方カ今ヒ
調進シ御用品シ入シ札法行シ古用事シ商シ

六十余有石ノト一理を以論在也ハ正明チニテ
實事ニ上るハ施主百手を約十ハ九ハ無石
廉カニ實ハ不廉ナリ其伏如何トモハ銳利
商ハ入札之序、勝子互に申令置今度ハ誰小
廉價を入可く今次ハ誰也と價ヲ高下均シ
自順序を以て序用伺居モ旦價ヲ廉ナリ
とせハ後未シ保ヒテ外置一時見廻の宜キ元
一トある所乍ナ損唐の患ひと釀ヘテ益之最
大ナリ又敢て入札法ト時トモ石のみモ一定ミ
相場ある品物を却て高價シヨリ之無カニ是れ
前代之考弊を認ムト哉ハ奉候、免角名儀
ホミリモ實事ニ廢セラヒ蓋一良法莫トク矣

序不益後法外、頤正り御奉墨察臣某伝て
宿弊をも論言これ事情こ可べくと承と
改革を行ふ肺腸と呈露一寅勅と日暮奏
一會計と冒進必行まざら奉まつ卷たん言じん伏ふ並なが
狂妄と怒こ敷ま美言う以テ明試功を以テ古言を
以テ採納あんと恐惶お多ふ眾しゆ

規則綱領と立た大要の事

小臣
篠山要太郎 謹言

綱領と設け規則と立た公と以テ私と事こと
情と適あ合あると可べ能め仕む其そ弊へい無む
むむ能め故ゆゑ不ふ得え失ふ事こと不ふ善ぜん主しゆ不ふ安あん補ほ

加一筋苟も古風不以此今設所は只其大要耳
委曲閔刪豫へ先議り候て當に施為共
使事と撰み參酌操縱時合々を要ス略件左舉

司中公謀と匹等公づゝの事務と處丁頗
難をうそましにぞ思す

改方

右、調進物品の精粗且斤量清算商の品

惣て司中の事を査検するを要す

勘定方

右、右官省ノ添置下の器物の貯歟日拵等

の事を要す

汎方

右、右官省呂器器械ホリ候一且増減の事

を要す

临时方

右、临时の事と議す／可否古ノ例と斟
酌可否を判せんと要り。

右定むる所の分類／小佑初以下令史一二員
又席一置す日の奉行其分謀らに處す／
但證仰等ハ其分謀の内一人正列席於て
押印の事

大佑權大佑ハ司中の諸弊を糺判するを主とす

一 茄苜私謁の法禁を犯り贓罪あるもの確證
されて正／申告すべし／三審の法要用／
但正私謁は株用不賣四許を行ひる時ど
ギ者へ訴へ

一 宮中至急の品若一存在する／之は宮中そ
申付其旨本司へ達す

但御膳所用品ハ忽て改方承トヘリ
一各官名者等ノリ临时の事ニシテ重大の品ハ本
官の免印ハ勿論の儀アリ尤容易の品其司局
の印を目的トシ臨事方の可否改ト正非
非セ乞フ

一机硯箱火鉢茶碗等用、状箱文庫等用箱

の類ハ兼て所ノ置キ貰入數の證ナリ本官
取之引替ハ此ミ較ハ御す

但筆頭司長特亦用品等ハ御用の所アリ
本官の印を以临时方の改議して添テを要す

一連月商人代金仕拂ハ賣上帳小照閲一改方
査換トシ以正ハ申出ト可ミ言フ

但賣上帳画共連月廿五日迄本司(出ミ)え仕拂
大の月ハ晦の十の月を翌月二十日と算す

一紙ハ連月期日を定メ渡す

連月二日十五日廿五日

但臨時呂其時ノ各官者ノ一ヶ月の元

積入用高用方の司へ掲示置く

右定ひ所の規則ハ迄も立つ所多く無
大内小異ナリて事實又可なりと拂ち大帝度更の
今日當り今又其度更セイ維新の御主意
ふお情ラニ拂出費を有を量入為生の旨叶フ

一炭薪油の日用品等ハ各官者ノ一ヶ月の元積入用

高用方取置キシテ察候セ接換ノ本官の達書

ノ用及本公司の押切印を有して房ノ其官者

ノ直場所ノ諸取人を守リヒテ先方ニ

本公司の押切印を證的として守リヒテ先方ニ

運輸ノ再費を省キ簡便ナム

一筆墨各官者是迄の入用數と比較
岱金を以て右官者の所取一月の用を本司の押
切印して出納司より請ひしり又ハ用を司
於て請證印を以て出納司より請取而して右
官者清す無事終せば右得意の筆墨自

由求乞一舉兩得するア一旦岱費と有くも

便を以て是迄の如く人の好を仕一通じて
以後また、空費精糲を免レズ

一茶ハ一般下品六角位と期シテ

一碗獨り生味捨てぬ掛々常用トニモ

但二十日以上臨時トニモ

一茶碗ホの品器是迄委任以上判任と區別

模様にて上下、分チカク然シテ貴重ハ向く
貴く賤ハ自ら賤一宣教一品器、美想也
や故ニ一般ノ室焼、ノリ、美任以上ト、形模
扱ヒ改テ等級を附合、是亦冗費也有
所ナリ

紙の文様人情美セナリハ常モトメ入費、約萬

基舟各官省一品ヲ、溶テ

中奉書 円半切

日向羊切 駿河羊切

美濃紙 半紙

程 村 西ノ内

右ハソグビシ中等一品ヲ、吉原、其他ハ臨時の互
ノミ即納アリ

右ニ通大畠度更、余は沽事を當す猶矣

曰々と櫻子改ひ一場上於ノモノの
事すと雖も右場之上を考へて廣大の益を見る
至る方今專り節儉の法を採せらるゝと難む
廢す可からずと棄て廢すへどと棄て力を
用ひ心を著すと誤て之則ちて上下困詰の
途小隙多く故に臣豫先無用を廢し一有用
を起す而已矣

